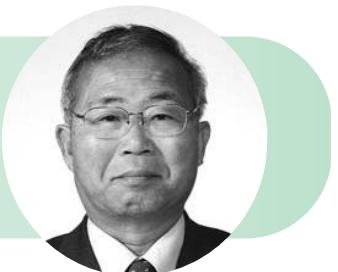


## 一般質問

三 宮 十五郎 議員



### 変更された県の障害者手当制度を、元に戻してほしい

問

県在宅重度障害者手当が、20年度から制度が変更されていること【手】は、問題

があると思う。

市として復活するよつ県へ要請してほしいがどうか。

在宅の障害者への手当。月7千円と16、100円の2種類があり、所得等に制限がある。

20年度より、65歳以上で新たに手帳を取得した場合、支給額月7千円の「第2種」に該当しても、支給対象外となつた。

県へ要望していきたい

答 市長

身体障害者手帳1級または2級で、かつ療育手帳A判定の人に対する支給は、従来どおり（65歳以上の手帳取得者も）支給されている。

### 福祉タクシー制度の充実を

問

巡回福祉バス等が利用できない重度障害者を支援する、福祉タクシー料金助成制度【手】に改善してほしい

がどうか。

市では、定めにより障害者手帳（身体・療育・精神）の所持者に、一般タクシーの場合、「初乗運賃+迎車料金」を助成する利用券を年間36枚交付している。

県の調査結果を参考に検討

答 福祉課長

月1、500円  
～1万円である

### 新制度の授産施設の負担金は

問

福祉授産所は障害者自立支援法に基づく施設に移行する【手】が、どの程度、（通所者）負担を考えているか。

福祉授産所は、障害者が軽作業を通して社会復帰を目指す通所型施設。

市には2施設あり、いずれも障害者自立支援法に基づく施設に22年度より移行する。  
市福祉授産所は就労継続支援B型【以下「①」】、就労機会の提供施設【以下「②」】、十四山福祉授産所は地域活動支援センター【以下「③」】、創作的活動等を行う施設【】になる。



▶ 市福祉授産所  
(総合福祉センター内)

心身障害者福祉タクシー料金助成は、現在、県が各市の状況を調査している。

調査結果がまとまつたら、それを参考に検討していきたい。

答 福祉課長

①は負担軽減措置により月1、500円に、②は月額約1万円になると想えている。

9月議会の条例改正の中には②の利用料軽減ができることが盛り込んであるので、今後検討していきたい。